



J A F 公認準国内競技

公認番号 2016-1709

2016年  
J A F 関東ダートトライアル選手権 第6戦  
J M R C 関東ダートトライアルシリーズ  
〈JMRC全国オールスター選抜戦〉

# CCCRダートトライアル

## 特別規則書

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則及び同付則、2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定及び統一規則、スピード行事開催規定及び本競技会特別規則書により準国内格式で開催される。



開催日程 2016年7月17日(日)  
開催場所 丸和オートランド那須  
協力 関東ダートトライアル部会

### 第1条 大会名称

2016年J A F 関東ダートトライアル選手権 第6戦  
J M R C 関東ダートトライアルシリーズ  
J M R C 全国オールスター選抜戦  
CCCRダートトライアル

### 第2条 競技種目

ダートトライアル

### 第3条 格式及びタイトル

J A F 公認準国内競技・J A F 関東ダートトライアル選手権

### 第4条 開催日

2016年7月17日(日)

### 第5条 開催場所

丸和オートランド那須/那須塩原市高林蛇尾川添 259-1

### 第6条 オーガナイザー

CCCR 〒192-0355 東京都八王子市堀之内 3-21-9

### 第7条 大会役員

組織委員長	横倉 正道 (CCCR 代表)
同 副	服部 恒雄
	竹中 敏郎

### 第8条 審査委員会

審査委員長	宮入 忠 (Road-Knight)
審査委員	関野 保幸 (CCCR)

### 第9条 競技委員

競技長	服部恒雄 (副) 石井文雄 竹中敏郎
コース委員長	佐々木敦 (副) 勝俣卓巳
計時委員長	高島 廉 (副) 平田稚子
技術委員長	石井文雄 (副) 河西賢二
救急委員長	関根克久
事務局長	菰田 勇

### 第10条 参加車両

本競技に参加できる車両は、2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。

### 第11条 参加クラス及びクラス適合車両等の区分

N-1500&PN1 気筒容積 1500cc 以下の 2 輪駆動の N 車両で排ガス規制が平成 12 年度以降の適合車両、及び気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両及び全ての AE 車両  
PN2 気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動の PN 車両の内、FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年が 2012 年 1 月 1 日以降の車両  
N-1 2 輪駆動の N 車両及び気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N 車両  
N-2 気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両  
S-1 2 輪駆動の SA 及び SC 車両  
S-2 4 輪駆動の SA 及び SC 車両  
D 気筒容積および駆動方式に制限無しの D 車両

\* 全ての過給装置付きエンジンはその排気量に対し 1.7 倍とみなす。  
\* 全ての車両は、J A F スピード車両規定に準じた 6 点式以上のロールバーの装着を義務付ける。  
\* 全ての車両は、4 点式以上の安全ベルトの装着を義務付ける。  
\* SC および D 車両について、触媒装置の装着を義務付ける。

### 第12条 参加資格

- 公安委員会発給の普通自動車運転免許以上、及び J A F 発給の競技運転者許可証 (2016 年度国内 B 以上) を所持していること。
- 前年度の全日本選手権各部門各クラスの 1 位に認定されたシードドライバーは、地方選手権への参加は認められない。
- 満 20 才未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

### 第13条 参加制限

- 参加受付台数は、120 台までとする。
- 同一選手は、1 クラスのみの参加が許される。  
(同一車両による重複参加は 2 名まで認める。)

### 第14条 参加申し込みの受付・締め切り及び拒否

- 参加申込受付期限  
**平成 28 年 7 月 8 日 (金/必着) まで**

- 参加申し込み  
下記の A または B の何れかの方法で申し込むこと。

A : 所定の参加申込書に必要な事項を記入、署名捺印のうえ参加料と共に現金書留で郵送する。

B : 参加料を指定口座に振り込み、必要事項を記入し署名捺印した参加申し込み書を郵送、又は FAX (E メール添付でも可) 送信する。FAX 送信 (および E メール) の場合は、捺印された参加申込書 (原本) を大会当日の受付に再提出すること。

#### 【振り込み先】

楽天銀行 オペラ支店 普通 2938280  
ヨコクラ マサミチ

\* 振り込み人の名前は参加選手名で行うこと。複数名ぶんを一括振り込みする場合は、その旨を連絡し了解を得ること (FAX または E-MAIL でも可)。

- 参加申し込み先及び問い合わせ先  
〒192-0355 八王子市堀之内 3 丁目 21-9  
CCCR 事務局

F A X 042-676-2574  
E-MAIL info@cccr.jp  
T E L 042-676-8861 ←この番号での FAX は受付しません

- 参加申し込みの受理及び拒否  
参加受理は、参加受理書の郵送をもって通知する。  
尚、オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を拒否する権限を有する。この場合の参加料は申込者に返金する。  
(不受理及び参加受付期間の参加取り消しは、手数料 2,000 円を差し引いて返金される。)  
参加受理書発送後の参加取り消しは返金されない。

- 参加料  
1 エントリー (1 名) 15,000 円とする。

参加車両は 15 文字以内 (句読点、記号を含み、全角半角文字を問わず) です。15 文字を超えて申告された場合は、主催者の判断で 15 文字以内にして扱われますので、参加申込書に記入の際はご注意ください。

## 第15条 タイムスケジュール

ゲートオープン	6:10
参加確認受付	6:30～7:30
車両検査	6:50～7:50
慣熟走行	6:50～8:00
ブリーフィング受付	7:55～
ドライバーズブリーフィング	8:10～
競技コースオープン	ブリーフィング終了後40分間
第1ヒート	9:00(ブリーフィング終了時に決定)
第2ヒート	第1ヒート終了40分後
表彰式	第2ヒート終了30分後に開始予定

## 第16条 スタート

1. スタート方法は、ランニングタートとする。
2. スタート合図は、日章旗又はクラブ旗を使用する。
3. スタート合図後10秒以内にスタートすること。

## 第17条 計 時

1. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
2. 計時は、自動計測機器を使用する。1/100秒計測。万が一に主計時の自動計時機器に故障等が生じた場合に限り副計時の計測結果を成績とする。
3. コース内ペナルティ対象のマーカーを設定した場合、接触してマーカーが転倒又は移動した場合、1本5秒のペナルティを加算する。

## 第18条 信号合図

日章旗	又はクラブ旗…スタート合図
赤旗	…直ちに停車せよ
黒旗	…ミスコース
黄旗	…パイロン移動、転倒または脱輪
緑旗	…コースクリアー
チェッカー旗	…ゴールイン

## 第19条 成績の決定

1. 走行は2回行い、ベストタイムの好記録順に上位とする。
2. ベストタイムが同じ場合は次の順で上位とする。
  - ①セカンドタイムの好記録順
  - ②気筒容積の小さい順
  - ③競技会審査委員会決定による

## 第20条 成績無効

1. スタート合図後10秒経過してもスタートしない場合は、当該ヒートを無効とする。
2. コース委員の信号合図無視は、当該ヒートの成績を無効とする。

## 第21条 失格規定

次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする。

1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
2. 不正行為をした場合。
3. コースアウト等で、当人以外の人及び物に損害を与えた場合。
4. 車両検査後、車両保管までの間に、技術委員の承認を得ずに競技車両を変更、改造した場合。
5. 競技長の承認を得ずに車両検査後、競技車両を会場外へ出した場合。
6. 1回目のトライアル中、走行が危険であると判定された車両。尚これに関する抗議は一切受け付けない。
7. 2016年度JAF国内競技車両規則に違反した場合。

## 第22条 車両の変更

車両の変更は、正式受理後は原則として認めないが、参加車両にやむを得ない事情がある場合、同一部門、同一クラスに限り参加確認受付終了までに申請があれば競技会審査委員会の承認を得て変更できる。

## 第23条 ゼッケン等

1. 参加車両は公式車両検査までにオーガナイザーが指示したゼッケンを所定箇所(シード選手は、指定されたシードゼッケンを貼付すること)に貼付しなくてはならない(シード選手は、指定されたシードゼッケンを貼付すること)。
2. ゼッケンは係員からの指示が無い限りスタート順を示すものとする。

## 第24条 車両検査

1. 車両検査は、指定された時間に受けなくてはならない。車検を拒否した者の出走は認めない。
2. 技術委員長は、不相当と判断した箇所については修正を命ずる事が出来る。修正を命じられた車両は修正後に再車検を受けなければならない。
3. 車検終了後は、タイヤの交換、プラグ交換等の軽微な作業を除き変更及び交換作業は技術委員長の承認を得なければならない。
4. 技術委員長は、車両検査時間外であっても必要に応じて車検を実施する事が出来る。
5. 競技終了後に入賞車両の再検査を行う。この場合の分解、組み付け、必要な工具、部品等の経費は、参加者の負担とする。
6. 再車検を拒否した者は、失格とする。

## 第25条 慣熟走行及びコース

1. ウォーミングアップ走行を行う(中止の場合もある)競技コースは徒歩にて行う。
2. 競技会コースは競技会当日の発表を最終とする。
3. 全クラス同一の競技コースとする。
4. 競技会途中競技コースに散水する場合があるが降雨扱いとする。

## 第26条 抗議

1. 参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することが出来る。但し、本特別規則に規定された参加拒否及び審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。
2. 抗議を行う時は必ず書面により理由を明記し、抗議料として1件につき、20,900円を添えて競技長に提出しなければならない。
3. 競技会審査委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。
4. 抗議料は、抗議が成立した場合のみ返還される。
5. 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は、抗議提出者、成立の場合には抗議対象者が支払うこととする。この際、車両の分解等に要した費用は技術委員長が算定する。
6. コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

## 第27条 抗議の時間制限

1. 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出すること。
2. 競技中の過失又は、反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
3. 競技成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内とする。
4. その他の抗議の時間制限については国内競技規則に準拠する。

## 第28条 損害の補償

1. 参加者(競技運転者)は参加車両及び付属品が破損、紛失、盗難等の場合、理由の如何に問わず責任は各自が負うものとする。
2. 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技会役員が一切の損害補償の責任を免除

されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もしその役務遂行によっておきたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

## 第29条 競技会の延期、中止または短縮

1. 保安上または不可抗力による特別の事情のある時は、競技会審査委員会の決定によって競技会の延期、中止又は走行距離、競技回数を変更、又は短縮することができる。
2. 競技会の延期又は中止の場合には参加料は返還される。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

## 第30条 参加者及び競技運転者の遵守事項

次の事項を守らない者は、その競技会を失格とする。

1. 全ての参加者は本特別規則書に記載されている契約の事項に従い、明朗かつ公平に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
2. 競技中、又は競技に関係する業務についている時は薬品などによって精神状態をつくらつたり飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
3. オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
4. パドック内は全て10km/h以下で走行し、特にいかなる場合においてもブレーキテストや極端な空吹しは厳禁とする。
5. ウォーミングアップ走行含み、競技中はヘルメット、安全ベルト、レーシンググローブを着用すること。
6. 競技用ヘルメットはJAFの国内競技車両規則付則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」を参照すること。
7. エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ(通称ウマ)を用いドライバー又はメカニックが同乗すること。それ以外のジャッキアップは禁止する。
8. ウォーミングアップ走行を含み、運転席側の窓は全開する事。

## 第31条 保 険

1. 2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第34条に準拠する。
2. 競技運転者は本競技会に有効な傷害保険(スポーツ安全保険、JMRC共済等を含む)に加入することを推奨する。

## 第32条 賞 典

1. 各クラス1位～3位にJAFメダル。但し、表彰者数は第32条-2に準ずる。
2. 各クラス1位～6位を順位賞として表彰する。但し、各クラス参加台数の30%までとする。

## 第33条 本規則の解釈及び違反

1. 本特別規則書及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈に疑問が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。
2. 本規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定する。

## 第34条 本規則の施行及び記載されていない事項

1. 本特別規則は、本競技会に適用されるもので、本競技会の参加申込み受付開始と同時に有効となる。
2. 本特別規則書に記載されていない事項については、国内競技規則及び国際モータースポーツ競技規則に準拠する。
3. 本規則発行後、JAFにおいて決定された事項は全ての規則に優先する。

以上、大会織委員会

